

第 2 2 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) 午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 0 8 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 8 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 2	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	1 0	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	1 4	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	1 5	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	1 7	山川 芳範

5. 欠席委員 無

6. 議 長 議席 1 2 番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 8 番 山崎 容子 委員
議席 1 1 番 奥村 喜美子 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第108号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第109号 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」及び「令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）」について
- 議案第110号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について
- 報告案件2 地域農業経営基盤強化推進計画（案）の報告について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	小西	征義
局長補佐	西田	輝彰
係長	吉澤	真子
係長	澤田	均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員および遅参の届出、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席8番山崎容子委員と議席11番奥村喜美子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第106号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号9について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、また高齢により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は空き家となっていた住宅購入と合わせて、隣接する当該農地を購入することで話がまとまったもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。自家消費用の野菜を栽培するにあたり、勤務の傍らで農作業時間を確保するほか、農業経験のある親族の応援を受けながら耕作されることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号9については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。3月23日、大森推進委員と譲受人の立ち会いのもと、現地確認を行いました。事務局の説明のとおりですが、住宅購入時に一緒に購入された農地です。譲受人のお話では、毎日コツコツと耕し野菜や果樹を植えていくとのことで、農業に対しての意欲も感じられました。夫婦共働きで頑張っておられ、問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 続いて、区域番号 17 大森推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。当案件については、中本農業委員と現地確認を行いました。特に意見はありません。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 9 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 9 については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 10 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 10 番について説明します。参考図は 3 ページから 4 ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請農地の隣接地に居宅及び所有農地があり、距離がほど近い申請地にて野菜の栽培を行う予定です。今回取得農地面積が大きいものの、譲受人は耕作に必要な農機具を所有しており、作業歴 45 年の経験を活かしつつ、複数名の作業従事者の応援を受けるなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 3 条調書、整理番号 10 については、議席 11 番奥村委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号 11 番奥村です。事務局の説明のとおりですが、大変広い面積の農地ですので、少し説明します。譲受人の父が以前から農業をしておられました。譲受人のお名前は息子さんとなっており、作業歴は 45 年、譲受人は 56 歳です。運送業をしておられますが、家の前の農地が荒れていくのを見かねて、少しでも作付けできるところは作付けし、作付けできないところは管理をするお約束をしていただいています。4 月 8 日に推進委員 2 名と譲受人の立ち会いのもと、現地確認をし、なるべく作付けできるところを増やしていただくようお願いしております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号 19 藤井推進委員および区域番号 20 中邨推進委員が欠席です。事務局に意見書を朗読させます。

事務局 初めに、区域番号 19 番藤井推進委員の意見書を代読いたします。譲受人の申請農地の隣接地に居宅及び所有農地があり、距離がほど近い申請地にて果樹等の栽培を行う予定であり、農地最適化の推進に問題はありません。

次に、区域番号 20 番中邨推進委員の意見書を代読いたします。4 月 8 日に奥村委員と現地確認を行いました。譲受人は水田も所有しております、トラクター、田植え機などの農機具を所有しておられますが、自宅前の当該申請地は、以前、野菜作りのために水田から畑作農地に改良されています。また、石の多い土地であることから、水田には不向きな農地であることも譲受人は認識されていました。現地確認の際に、何を栽培するか検討中であることや、鳥獣害の影響のない作物を紹介してほしいとの相談を受けました。長期間、耕作放棄地であり、獣の隠れ家になっていることも懸念しておられました。譲受人は、耕作放棄地を整備後、果樹等の栽培を予定されており、農地として利用することに問題はありません。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 10 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 10 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号11番について説明します。参考図は5ページから6ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、10年以上前から当該農地を耕作してきた経緯があり、また申請地の隣接農地を所有していることから、今回の農地取得を契機に高低差のない一枚のは場として活用される見込みであり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号11については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。整理番号11番について説明いたします。事務局の説明のとおりです。譲受人は約8丁の土地を耕作されており、当該地区においては大規模な農業をしていただいています。10年以上前から当該農地を耕作しておられ、今後のことも考えて、売買による農地の取得をされました。今回の申請については、所有権移転による農地の利用状況に変更はありません。今後も適切に維持管理していただけたと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号22阪口推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号22番阪口です。整理番号11番について説明いたします。譲受人は申請地を従来より耕作しており、現場確認したところ、丁寧に耕作しておられました。農地購入後も譲受人自らが耕作され、息子は現在はお勤めですが、定年後は後継人として申請されています。地域の担い手として幅広く活躍、取り組みをされており、農地の利用に問題はありません。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件についてご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号11について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号１１については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号１２について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１２番について説明します。調書は４ページ、参考図は７ページ、８ページ、９ページです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人はこれまで地域の農事組合法人の支援の下で耕作していたものの、その契約が終了し、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、前月総会にて３条申請があった方で、現在農地の規模拡大を図られており、農業への関心があり、会社員として勤務する傍ら、申請地にて、水稻及び大豆の栽培を行う予定です。なお、譲渡人の経営面積７，２５４平方メートルに対し、それ以上となる７，４４２平方メートルとなる農地面積が移動していますが、これは経営面積には利用状況調査における不耕作地が除かれているためであり、参考図９ページの地番２４００、２４０１がまさに当該農地にあたります。現在的水稻耕作地はこれを引き継ぎつつも、荒廃化が進む２４００、２４０１の農地については、まずは重機により耕起し耕作体制を整えてから、おおむね来年にかけて農地改良を実施する旨の計画書が提出されています。また、農業への従事期間を十分に確保し、水稻栽培するにあたり、地域の認定農業者の指導と親族の応援を受けながら耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 ３条調書、整理番号１２については、議席１７番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１７番山川です。３条調書、整理番号１２について補足説明いたします。事務局の説明のとおりですが、昨年８月下旬のまだ水稻が残っている時期でしたが、地元の農事組合法人が解散することになり、その法人が耕作している田の譲受人が見つかったため対応依頼がありました。その後、昨年９月１４日に山本推進委員と申請人で現地確認を行いました。３筆は水稻立毛状態であり、引き続き水稻栽培するとのことでした。また２筆は不耕作のため若干木が茂っている状態でしたが、全ての農地を引き受けてほしいとの依頼もあり、引き受けられるとのことでした。また、譲受人は重機の操縦ができることから、木の除去撤去も

されるとのことでした。農地利用計画を立てておられますので、農地の利用に問題ないと考えております。よろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号 3 6 山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 3 6 番山本です。事務局並びに山川農業委員から説明があったとおりです。今後も農地として利用されることから、農地利用の最適化に問題はないと思われます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 1 2 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 1 2 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 1 3 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 1 3 番について説明します。参考図は 1 0 ページから 1 1 ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲受人は、自身の居宅に隣接している宅地の取得を希望する譲渡人との間で、宅地と農地との交換について合意し、申請されました。譲受人は、居所にほど近い申請地にて野菜の栽培を行う予定です。取得面積は狭小であるとともに、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、農業への従事期間を十分に確保しつつ、身の丈に合った耕作体制とされることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 1 3 については、議席 1 3 番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。3条調書、整理番号13の申請地ですが、事務局からの説明のとおり、譲受人の居宅に近く、野菜を栽培することです。譲渡人については、自宅の入り口の宅地と交換のため申請されました。現地を確認し、問題ないと考えますので、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。整理番号13番について補足説明いたします。事務局の説明及び黄瀬農業委員の説明のとおりです。私の自宅のすぐ近くに、当該人の双方が住んでおられます。譲受人は4、5年前に不動産業者を通じて宅地を購入されました。譲渡人は譲受人の隣にお住まいで、農業を盛んに営んでおられます。譲受人からは、以前より自分で畑を耕作したいとの話を聞いておりました。譲渡人が多数所有されている農地のうちの一部を譲ってもらえないかとの話から双方が話し合いをされ、今回その話がまとまったと聞いております。土地の交換についても、双方が合意しておられることが確認できており、問題ないと思われます。譲受人は農業に対して大変前向きな方で、なおかつお若いので、今後も農地の継続利用が期待できると思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号13について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第106号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第107号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 5条調書、整理番号7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番について説明します。調書は6ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画図は14ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、1,139平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル152枚、パワコン10台を設置されます。造成工事については、現況地盤を利用した不陸整正のみとし、切土及び盛土による土砂搬出はありません。雨水排水については場内処理を基本とし、自然地下浸透処理の他、敷地南東部に設置する桝に向けて導水し、集水後、既設排水路に放流処理されます。この他、敷地周囲には安全対策として周囲にフェンスを設置するほか、草刈りを実施するなど保全対策をされます。申請地は一部道路に面するほか、周囲は宅地及び自己所有地、また事業に当たり隣接者の同意を得られていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号7については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。当案件については、事務局からの説明のとおりです。3月に現場確認を行いました。隣接地の地主の同意等が得られていること、長年水利が不便であったため、不耕作地でしたが、今後は管理もされると聞いております。以上のことから、ご審議をお願いします。

議長 続いて、区域番号33上杉推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号33上杉です。福永農業委員から説明がありましたとおり、先代までは農業をしておられましたが、息子に代替わりしてからは、水利に不便があったため、ほとんど天水での耕作地となり、数十年前からは、不耕作地になっておりました。この案件に関しては、太陽光パネルの設置のため検討を要しましたが、排水路の整備、草刈り等の環境整備、最も大事な近隣住民の同意の3つの条件を全て満たしたことから、問題はないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号7について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】賛成17人、反対1人

議 長 挙手多数でございます。

よって、整理番号7については、許可することに決定いたします。

また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と「同時許可」となります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番について説明します。参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、庭利用を目的とする、農地の売買です。申請によると、譲渡人と譲受人がそれぞれ所有する土地について、双方の通行利用の関係から、過去に土地交換をした経緯があり、そのうちの当該農地については屋敷一体利用の敷地としてこれまで利用されてきました。新たな造成工事はなく、地盤は締め固まっております、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理ですが、面積が狭小であり、周囲は自己所有地及であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号8については、議席12番、私寺田が説明いたします。

担当農委 事務局より詳しく説明していただいたとおりです。3月31日、城推進委員と共に現地確認を行い、譲受人から聞き取りをしました。繰り返しになりますが、40年ほど前に先代が交換された農地を、令和7年に入り庭として屋敷と一体利用してきたことについて、大変反省されておりました。息子に相続するにあたり、この度申請をされました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号42番城推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号42番城です。事務局及び寺田農業委員の説明のとおりです。農地利

用最適化に問題がないため、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号８について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号８については、許可することに決定いたします。
議案第１０７号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第１０８号「農用地利用集積等促進計画の（案）にかかる意見について」を議題といたします。

　なお、議席２番福永委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第３１条第１項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

　【福永委員　退席】

議長 　それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第１０８号について説明します。

　農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

　８ページから１６ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計３３万、１０．６１平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、１７ページから１８ページの参考資料のとおりです。

　以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業 常時 従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご意見もないようですので、議案第１０８号について採決いたします。
農用地利用等集積促進計画の案に関して、意見なしとして意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第１０８号については、農業委員会として、付すべき意見はなしとして市長へ提出することに決定いたします。
それでは、福永委員の入室、着席を求めます。

 【福永委員の入室・着席】

議 長 福永委員に報告いたします。ただいま審議いたしました、議案第１０８号については、農業委員会として、付すべき意見はなしとして、市長へ提出することに、決定いたしました。

議 長 議案第１０８号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第１０９号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」及び「令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、右上に別紙様式５と記載のある、令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明いたします。

Ⅰ 農業委員会の状況の１ 農業委員会の現在の体制については、令和７年４月１日現在で記載しています。２ 農家・農地等の概要につきましては、左側及び真ん中の表は、直近の農林業センサスから記載しており、直近とは２０２０年、令和２年となります。右側の表は、令和６年度末現在の数値を記載しています。下側の表は、令和６年度に調査があった耕地及び作付面積統計の数値を記載しています。

次に、Ⅱ最適化活動の実施状況について、１最適化活動の成果目標（１）農地の集積の①現状及び課題と②目標は、令和６年度当初に決定された数値等となり

ます。①実績につきましては、農地面積Fは、1 ページ目の I 農業委員会の状況の下段にある直近の耕地面積及び作付面積統計における耕地面積と同じ数値となります。今年度末の集積面積、累計Gの2, 188haは、農業振興課の担い手の農地利用集積状況調査より記載しており、①現状及び課題のこれまでの集積面積B2, 251haよりも63ha減少しております。集積面積の減少の理由としましては、担い手の対象要件に見直しがあり、一部調査対象要件からはずれたためであります。以上のことから、今年度末の集積率は45.8%、当初の目標に対する達成状況は90.8%となり、農業委員会の点検結果としましては、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。(2) 遊休農地の発生防止・解消ですが、①現状及び課題及び②目標は、令和6年度最適化活動の目標の設定等と同じとなっています。①実績は、皆様に8月から9月にかけて利用状況調査を行っていただきました結果に基づいた数値となっており、2 ページ下部のA既存遊休農地の解消と、3 ページI新規発生遊休農地の解消の目標値に対して、いずれも実績が少なかったことから、点検結果は目標に対して期待を下回る結果となったとしています。(3) 新規参入の促進については、①現状及び課題及び②目標は、令和6年度最適化活動の目標の設定等と同じとなっています。③実績は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は、4.5haありました。なお、次のアドレス先の甲賀市のホームページに掲載しております。新規参入者は2経営体あり、取得農地は0.2haありました。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標値である15.2haに対して実績が下回ったことから、点検結果については、目標に対して下回る結果となりました。2最適化活動の活動目標(2)活動強化月間の設定の②実績につきましては、5月に各地域ブロック会議で農地の集積について検討したこと、9月には利用状況調査を行い、遊休農地と判断された農地について土地所有者へ利用意向調査を実施し、今後の対応について検討したこと、また、3月には新規就農者意見交換会に参加し新規参入の促進を行ったほか、市長部局と農地の集積・集約に向けて意見交換を行ったこと、これらを実績として記載しています。(3) 新規参入相談会への参加については、令和7年3月に開催の認定新規就農者への相談会に農業委員4名が参加した時の内容について記載しています。目標の達成状況の標語については、別表に基づき成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する点数の合計が7点となったため、目標に対して期待どおりの結果が得られたという結果になりました。各目標と達成状況に応じた点数の内訳としましては、農地の集積が3点、緑区分の遊休農地の解消が1点、新規参入の促進が1点、活動強化月間の実施が1点、新規参入相談会への参加が1点となりました。推進委員等の点検・評価結果につきましては、2. 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標に1人当たりの活動日数を月に10日と設定しております。これは、国の実施要項で設定されている数値となっています。令和6年度の最適化活動日数ですが、年間最高63日で月平均5.25日ですので、全員が目標のひと月10日を下回ったため、目

標に対して期待を下回る結果となりました。

最後に、Ⅲ事務の実施状況については、総会、部会の開催実績、農地法第3条の許可数、農地転用の処理件数や違反転用については記載のとおりとなります。以上、別紙様式5の説明といたします。

続きまして、右上に別紙様式1と記載のある、令和7年度最適化活動の目標の設定等案について、説明いたします。

I 農業委員会の状況については、先ほどの別紙様式5のI 農業委員会の状況と同じ数値となっております。

II 最適化活動の目標については、主に令和6年度の目標から変更のあった部分について説明いたします。1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積の①現状及び課題ですが、3つとも令和6年度の実績の数値と同じとなっており、課題についても引き続き同様としています。②目標の数値ですが、農地の集積の目標年度については、農業振興課が令和3年度に作成した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想におおむね10年先と記載されているため、昨年度と同様に令和13年度としています。集積率は、先ほどの構想に記載されている数値としています。農地面積Cの4,706haは、令和6年度末の耕地面積4,780haから直近5年間の農地の平均減少面積の74haを引いた数値としています。新規集積面積は、前年度の実績をふまえ、目標となる令和13年度の推定農地面積4,336haに集積率75%を掛けて算出した集積目標面積3,250haから導き出した増加目標面積1,062haを残年数6年で按分した数値としています。今年度末の集積面積累計D2,365haは、①現状及び課題のこれまでの集積面積B2,188haに今年度の新規集積面積177haを加えた数値です。（2）遊休農地の解消の②目標ア既存遊休農地の解消については、令和3年度時点とされているため毎年同じ数値等となっています。また、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、247haの1/5の数値となっています。イ新規発生遊休農地の解消ですが、令和6年度の利用状況調査で新たに報告があった緑区分の遊休農地面積となっております。（3）新規参入の促進について、①現状及び課題は、直近3年度分となる令和4年度から令和6年度について記載しています。②目標は、権利移動面積は過去3年間の令和4年度から令和6年度の実績及びその平均値を記載しています。公表面積は平均値160haの1割以上となっているため1割となる16haで記載しています。2 最適化活動の活動目標は、農地利用最適化交付金事業実施要綱で10日となっているため10日としています。（2）活動強化月間の設定目標は、令和6年度の目標と同様としています。（3）新規参入相談会への参加目標は、農業振興課に確認したところ、相談会は年2回の実施予定とのことです。以上、別紙様式1の説明といたします。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問もないようですので、議案第 1 0 9 号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 1 0 9 号については、決定することといたします。
議案書の案を消していただきますようお願いします。

議 長 議案第 1 0 9 号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第 1 1 0 号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 1 1 0 号について説明します。

農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更は 9 件で、土地の所在・面積、変更の理由等については、調書の 3 0 ページから 3 5 ページのとおりです。

除外、編入、いずれも計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員さんにおいて確認の上、申請されているものであり、全体では 3 5 ページ下段のとおり、除外が 1 1 万 8, 9 0 2 平方メートル、編入が 5 万 4 7 9 平方メートル、合計 1 6 万 9, 3 8 1 平方メートルの計画変更です。このうち、除外については、農用地の条件に適合しないことから除外するものと、何らかの利用目的があり、やむを得ないとするものの 2 種類があります。農用地条件に適合しない除外については、県及び市担当課が現地確認の上、判断されていることから、ここでは利用目的のあるものを中心に、抜粋して説明します。対象地の位置関係は、事前にデータ配信しました、別冊 1 1 条公告、甲賀農業振興地域整備計画書、農用地利用計画変更案の資料のとおりですので、併せてご覧ください。

最初に、番号 1 番、付図 A-1、サムネイル 3 ページです。こちらは、水口町泉地先において自己用住宅とするための除外予定地です。土地所有者の子夫婦が住宅を建築するにあたり、当該所有農地のほかに適切な代替地がなかったため、近隣農地所有者の同意のもとに、土地分筆したうえで、建屋 1 0 0 平方メートル

駐車場 3 台を整備する内容となっています。

次に、番号 2 番、3 番、4 番が関連のため一括説明します。内容は、水口町和野地先の圃場整備事業に伴う除外及び編入です。まず、サムネイル 5 ページ、付図 A-2 の 1、2、3 は資材置き場として、4 は上水道整備用地とするための除外予定地です。これらはすべて土地改良事業における「非農用地」として、位置づけられています。また、サムネイル 8 ページ、付図 A-3 の 1 から 12 までは、今回の圃場整備事業を契機に今後も営農を継続されることから、農用地区域に編入する予定地です。

次に、番号 5、6、7 番を飛ばして、調書 34 ページ、番号 8 番について説明します。サムネイル 23 ページ、付図 D-3 であり、こちらは甲南町竜法師地先において資材置場にするための除外予定地です。土地所有者の事業拡大に伴い、資材置き場としての用地が不足していることから、自己所有地となる当該地を活用されるものであり、加えて、現地は一部山林や原野の指標となる雑木が見受けられるなど、農業利用が困難であることから、申請があったものです。

なお、途中割愛した番号 5 番、6 番、7 番、そして次の 9 番については、先ほど申し上げました、農用地条件に適合しないための除外申請となっています。主に荒廃、原野化の進行などにより、今後農地として積極的な活用が見込まれず、かつ周辺農地の保全に影響がないものとされており、内容は調書に記載のとおりです。農業振興地域整計画の変更についての、事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、議案第 110 号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 110 号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。

議 長 議案第 110 号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は３６ページから３７ページ、参考図は１８ページから２２ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第５条の届出が４件であり、主に自己用住宅や露天駐車場などを目的とするものです。また、農地法施行規則第２９条の届出が１件、こちらは農舎の建築となっており、いずれも資料ご覧のとおりです。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【質問等なしの声】

議長 続きまして、報告案件２「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局より報告を求めます。

事務局 地域農業経営基盤強化促進計画案について、市農業振興課に２件の提出がありました。提出された地域は、土山町大野（片山）、信楽町下朝宮です。詳細については、「地域計画 参考資料」のとおりです。なお、報告済件数は１０２件です。農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 ご質問等も無いようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、該当が無かった旨、市に報告します。

報告案件は以上です。

これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議長 続きまして、報告事項に入ります。
事務局報告事項について、順次 事務局からお願いします。

事務局

- ・地域パトロールについて
- ・組合長名簿の配布について
- ・経過と予定

議長 報告事項は以上です。

議長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。